明石市介護認定審査会用タブレット端末賃貸借業務仕様書

１　業務名

明石市介護認定審査会用タブレット端末賃貸借業務（長期継続契約）（以下「本業務」という。）

２　概要

明石市介護認定審査会において、文書共有ソフトを用いたペーパーレスでの審査会運営、審査会審議、情報の共有、災害などの緊急時の迅速な対応等に活用することを目的として、タブレット端末を導入し、併せて通信サービスの利用契約を行う。

なお、文書共有ソフトの調達は、本業務と別に実施する。

３　履行期間

令和８年１２月１日から令和９年３月３１日まで

※　履行上問題がなく、明石市と受注者双方に異存がない場合には、令和１３年１１月３０日まで履行期間を延長するものとする。ただし、翌年度以降において、歳出予算に減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除できるものとする。

※　契約締結日から令和８年１１月３０日までの間は、本業務履行にかかる準備期間とし、この期間における賃借料は一切発生しないものとする。支払いについては、履行（賃借）開始日以降とする。

４　納入場所

明石市高齢者総合支援室

５　納入期限

令和８年１１月３０日（月）

納入期限までに、キッティング作業、機器設定、動作確認、納入検査を完了し、納入場所へ使用可能な状態で納入すること。ただし、やむを得ない理由により納入期限までに納入できない場合は、賃借開始日及び賃借料について明石市及び受注者の協議の上、新たな納入期限を決定することができる。

６　業務の内容

（１）タブレット端末の納入

以下の仕様を満たすＡｐｐｌｅ社製タブレット端末・附属品一式（電源アダプタ、充電接続ケーブル（apple 純正品であること））を１００台納入すること。

①ｉＰａｄ　Air１３インチ（容量１２８ＧＢ）
②Ｗｉ－Ｆｉ及びセルラー回線に対応
③色の指定は行わない
④ウィルス対策（ウィルスバスター等)
※タブレット端末はレンタル方式とし、賃借期間満了後、受注者に返却する。

（２）通信サービスの提供
以下の仕様を満たすデータ通信回線１００回線を提供すること。
①タブレット端末で利用可能な４Ｇ／ＬＴＥまたは５Ｇ通信方式で接続でき、通信速度が制限されることなく、安定的に利用でき、災害時及び大規模障害にも迅速に対応できること。
②インターネット及びメールが利用できること。
③１ヶ月あたりのデータ通信量については、１回線あたり１０ＧＢまで速度制限がかかることなく使用できること。データ通信のシェアによる提供は不可とする。
なお、容量の追加は、管理者によってのみ可能とし、管理者以外が追加できないこととする。
④受注者製モバイル端末管理サービス（MDM）を提供すること。
⑤電波が入りにくいエリアについては、無償で電波状況の改善措置を実施すること。

（３）初期設定（キッティング作業、機器設定）の実施
①ＡＤＥ（Ａｕｔｏｍａｔｅｄ　Ｄｅｖｉｃｅ　Ｅｎｒｏｌｌｍｅｎｔ）の登録を行うこと。
②ＡＢＭ（Ａｐｐｌｅ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｍａｎａｇｅｒ）とMDMとの連携を行うこと。
③明石市へのヒアリングに基づき、プロファイルの作成・環境設定を行うこと。
④キャリアメール及びパスコードロック番号等の設定をタブレット端末に行うこと。また、それらを記載した管理台帳を明石市が加筆訂正できる電子データ（Ｅｘｃｅｌ）で納品すること。
⑤明石市が指定するアプリケーションのインストール及び使用するうえで必要な設定、ブックマークの登録等をタブレット端末に行うこと。
⑥管理番号及びＳＩＭカードをタブレット端末に装着すること。また、管理番号は箱にもラベル貼りをすること。
⑦明石市がタブレット端末を利用する上で必要なサポートを行うこと。

（４）保守・補償の提供
①タブレット端末の利用またはトラブルに関する問い合わせに対応すること。対応は原則として市役所開庁日の午前９時から午後５時までとする。

②タブレット端末の紛失、盗難、自然故障（電池の充電耐用回数を超え通常使用に支障をきたす場合も含む)、火災による焼失、水濡れ、その他偶然の事故による全損又は一部破損（以下、故障等）について、無償修理・良品交換が可能な保守サービスを提供すること。ただし、電源アダプタ、充電接続ケーブルは保守サービスの対象外とする。

③故障等によるタブレット端末の交換においては、故障機の返却、内蔵ストレージ等のデータの削除（契約期間満了時の対応に準ずる）及び交換機の初期設定（プロファイルの環境設定、ＭＤＭへの登録、キャリアメール・パスコードロック番号の設定、明石市が指定するアプリケーションのインストール、ブックマークの登録、その他使用するうえで必要な設定）を行うこと。

7　秘密の保持等

（1）受注者は、本業務に関連して知り得た情報を自己の業務に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。

（2）受注者は、本業務に関連して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損などの防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（3）受注者は、本業務に関連して知り得た情報を本件業務以外の目的での複製、利用をしてはならない。契約が終了した後も同様とする。

（4）本業務に関連して情報の漏洩、滅失、棄損などの事故が発生した場合、受注者は、直ちに明石市に報告するとともに、明石市と協議のもと、当該事故による損害を最小限に止めるために必要な措置を講じるものとする。

（5）受注者の責めに帰すべき事由により、情報の漏洩、滅失、棄損などの事故が発生し、明石市が第三者から損害賠償請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、受注者は、明石市の指示に基づき、受注者の責任において紛争解決に協力するものとし、また、第三者への損害賠償が必要となった場合、これに対する費用の負担を行うものとする。この場合において、明石市が損害を被ったときは、明石市は受注者に対して、当該損害の賠償を請求できるものとする。

8　請求及び支払い方法

（1）請求及び支払いについては、毎月払いとし、通信料金とタブレット端末レンタル料金、オプション料金、その他料金の総額を記載した請求書を送付すること。

9　契約期間満了時の対応

（1）受注者は、契約期間終了後、内蔵ストレージ等のデータが復元できないように削除を行うか、明石市が端末を初期化等により、内蔵ストレージ等のデータが復元できな

いようにデータを削除した状態で返却する場合には、内蔵ストレージ等のデータの消去に関し技術的助言を行うこと。

（２）データの消去方法及び削除する範囲については、あらかじめ明石市と協議し、承認を得ること。

１０　その他

（１）見積金額（賃借開始日以後の賃借料）には、受注者が行う製品の準備・搬入・設定・保守・返却にかかる費用、ＭＤＭサービス利用料、ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、その他一切の経費を含むこと。なお、毎月の支払額は固定となるため、将来のユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料等を見込んだ額で見積もること。

（２）本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、明石市契約規則によるほか、双方において十分協議のうえ定めるものとする。

以上